

「ジャーナリストの著作を研究者が“盗用”しても不問なのか？」

中京大と大内教授の詭弁

三宅 勝久、MIYAKE, Katuhisa (ジャーナリスト)

1. はじめに

私（発表者）はジャーナリストであるが、大内裕和中京大学教授により著作を盗用・剽窃される被害に遭った。問題発覚後、大内教授に説明を求めたところ、盗用・剽窃ではないとして非を認めることを拒否した。中京大学に研究倫理違反で告発したが、同大学予備調査委員会は、本調査不要として告発を門前払いした。やむなく、私は大内教授を相手取って著作権侵害による損害賠償請求訴訟を起し、現在係争中である。訴訟のなかで大内教授は、三宅の記述は著作権法上の著作物ではなく著作権侵害もないとの主張を行い、全面的に争っている。私の属するジャーナリストの世界では一瞬にして信用を失うような露骨な盗用・剽窃である。それが学者の世界で不問にされている実態を目の当たりにすることとなった。経緯を報告し、問題を考えたい。

2. 発覚のきっかけ

『奨学金が日本を滅ぼす』（朝日新書）という著書を大内教授が発行したのは2017年2月である。後に盗用が発覚した著書のひとつである。同書の存在を私を知り、手にしたのは、発行から約3年半後の2020年夏のことだ。大内教授とは、かつて「奨学金問題対策全国会議」という市民団体の中でともに奨学金問題に取り組んだ関係である。共著『日本の奨学金はこれでいいのか！』（あけび書房、2013年）も出している。しかし大内教授から献本はおろか刊行の連絡すらなかった。やましさゆえに意図的に連絡をしなかったのではないかと、今振り返って私は思っている。

なお、『日本の奨学金はこれでいいのか！』もまた、後述するとおり、大内教授による盗用・剽窃行為の対象となった著書である。第1章を大内教授が執筆し、第2章を私が執筆した。大内教授の1章部分に私がそれ以前に雑誌『選択』で発表した記事からの盗用があり、第2章の私の記述の一部が大内教授の著書『奨学金が日本を滅ぼす』に盗用されたという若干複雑な関係となっている。

奨学金問題対策全国会議は2013年に設立された。母体は多重債務問題に取り組む弁護士や学者のグループで、大内教授はそのグループから招かれる形で共同代表についた。私は事務局からの誘いで加入した。長年サラ金問題取材し、その延長で奨学金（ローン）問題を調べていたところから協力を求められた。大内教授とは全国会議ではじめて面識を持った。

この全国会議の最初の大きな活動が『日本の奨学金はこれでいいのか！』の刊行だった。2013年春に企画され、10月末に刊行された。私は第2章を執筆するために取材を進め、違法な回収（日本学生支援機構法施行令に違反した「繰り上げ一括請求」と呼ばれる貸しはがし）が横行している事実を突き止めた。そして同書の中で報告・告発した。この違法行為に関与しているのが、かつて吉村洋文大阪府知事とともに武富士代理人を務めた熊谷信太郎弁護士であった。

『日本の奨学金はこれでいいのか！』の刊行後全国会議の活動が本格化した。私が警鐘を鳴らした「繰り上げ一括請求」の問題にはきわめて消極的だった。内部の議論すらなく黙殺同然だった大内教授は全国会議の共同代表として、新聞でさ

かに「奨学金問題」に関する発言を行っていたが、「繰り上げ一括請求」への言及はなかった。

こうした全国会議の活動姿勢に疑問を持った私は、2015年に同会議を辞める。以後第三者として「繰り上げ一括請求」に取り組むべきであるとの働きかけを行ったが、無視同然の姿勢は変わらなかった。

2019年になって、全国会議の報告書を偶然見た私は、そこに「繰り上げ一括請求」の問題について触れた記述があるのを知った。問題意識が出てきたことを評価し、私は全国会議に再入会したい意思を役員に伝えた。ところが、全国会議は私の再入会を拒否する決定を行った。拒否の理由は、「繰り上げ一括請求」であった。2019年7月31付の書面「再入会のお申し出に対するご回答」にはこう書かれている。

「…限られたマンパワーで、一括繰り上げ請求に最優先で取り組むべきとの議論に対応する余裕もないのが実情です。むしろ、この問題に集中すれば、当会議の運動に支障が出ることは確実であるというのが、今回の検討に参加したメンバーの共通した認識です」

この回答を読んで私は奇妙に思った。回答の差出人に共同代表の大内教授の名があったからだ。大内教授が「繰り上げ一括請求」について発言するのを一度も聞いたことがなかった。それにもかかわらず、「繰り上げ一括請求」を理由に私の入会を認めないという判断に賛同している。何か事情があるかもしれない。そんな不審を抱いたのである。

大内教授が発表したものをひとつお読みしてみようと思いついたのは、上のような経緯からである。『奨学金が日本を滅ぼす』の存在もこのときの調査で知った。

3. 『奨学金が日本を滅ぼす』の盗用(その1)

大内教授の『奨学金が日本を滅ぼす』を読みはじめた私は、まもなく気になる記述にぶつかった80頁12行目、「支払督促」という裁判所の手続きに関するくだりである。

大内『日本を滅ぼす奨学金』80頁

(引用ここから)

申し立てがあると、裁判所は債務者(借りる人)に督促通知を送ります。通知を受けた側は2週間以内に異議申し立てをすることができます。異議を申し立てた場合は訴訟に移行します。異議がなければ督促内容が確定して、判決と同様の効力を持ちます。

(引用ここまで。下線部は完全に一致した部分。以下同じ)

確認してみると、前掲の共著『日本の奨学金はこれでいいのか!』の第2章、66頁10~13行目とほぼ同じであった。前述のとおり、同書は、大内氏が第1章を書き、私は第2章を書いた。第2章の表題は「ルポ・奨学金地獄」である。

三宅『日本の奨学金はこれでいいのか!』第2章 66頁

(引用ここから)

申し立てがあると、裁判所は債務者に督促通知を送ります。通知を受けた側は2週間以内に異議申し立てをすることができます。異議を申し立てた場合は訴訟に移行します。異議がなければ督促内容が確定して、判決と同様の効力を持ちます。

(引用ここまで)

大内教授の上記記述の前後に、引用であることを示す説明はない。大内教授独自の文章として書かれている。

4. 『奨学金が日本を滅ぼす』の盗用(その2)

さらに読み進めると、ふたたび違和感を覚える記述が見つかった。86頁1行目から1頁あまりの部分だ。

大内『日本を滅ぼす奨学金』86~87頁

(引用ここから)

日本学生支援機構の会計資料によれば2010年度

の利息収入は232億円、延滞金収入は37億円、2014年度の利息収入は378億円、延滞金収入は41億円と増加傾向にあります。

利息と延滞金で年間419億円（2014年度）もの収入です。そして、日本学生支援機構の損益計算書を見ると、これらのお金は「経常収益」、つまり「儲け」となっています。これでは、延滞金をいくら回収しても、次に借りる学生の奨学金の「原資」にはならないのです。

よく考えれば、延滞金に固執すればするほど、元金の回収は遅れます。回収金は、まずは延滞金と利息に充当するという方針を実行しているからです。もし、これからの学生が借りる奨学金の原資を何よりも優先して確保したいのであれば、元金から回収すべきです。

それを行わないのは、延滞金と利息による「利益」こそが、回収強化の狙いになっているように見えます。年間419億円の延滞金と利息収入のうち、利息の大半は財政融資資金という政府から借りたお金の利払いに充てられます。もう一つのお金の行き先が、資金を貸し出している銀行とサービサーです。

銀行からの借入金に対して多額の利払いが行われ、またサービサーにもお金が行っています。たとえば2012年度の債権回収業務を担当した日立キャピタル債権回収株式会社は21億9545万3081円を回収し、1億7826万円を手数料として受け取っています。

(引用ここまで)

これは、前掲書『日本の奨学金はこれでいいのか!』の第2章（三宅執筆）の一部と酷似していることが判明した。

三宅『日本の奨学金はこれでいいのか!』第2章
90～91頁

(引用ここから)

日本学生支援機構の会計資料によれば、2010年度の利息収入は232億円、2011年度275億円、2012年度318億円。延滞金収入は2010年度37億円、

2011年度が41億円、2012年度43億円と増加傾向にあります。

利息・延滞金で年間360億円（12年度）もの収入です。そして、日本学生支援機構の説明によれば、これらのお金の行き先は「経常収益」、つまり「儲け」に計上されています。特に延滞金のほとんどは「雑収入」です。つまり、延滞金の回収にいくら励んだところで「原資」とは何の関係もないのです。

むしろ、延滞金に固執すれば原資の回収は遅れます。回収金はまず延滞金と利息に充当するという方針を実行しているからです。もし、本当に原資を回収して不良債権を減らしたいのであれば、元本から回収すべきです。それをしないのは、「利益」こそが回収強化の真の狙いだからではないでしょうか。

利息の大半は財政融資資金という政府から借りた金の利払いに充てられます。「日本学生支援機構債」などを発行して債券市場から集めた資金が財源です。もうひとつのお金の行き先が、銀行と債権管理回収業者（サービサー）です。

2010年度期末で民間銀行からの借入残高は約1兆円で、年間の利払いは23億円にもなります。2011年度は18億円、2012年度は16億円。2013年度8月現在の銀行借入れ残高は4580億円です。また、サービサーへの委託状況は次のとおりです。

2010年度はエム・ユー・フロンティア債権回収会社と日立キャピタル債権回収会社が延滞債権回収業務を受託。エム社が8938万円（回収額＝14億3533万296円）、日立が1億5240万（同13億6037万8452円）を売り上げています。2012年度の実績は、エム社の売り上げ1億3471万円（同20億3927万9475円）、日立が1億7826万円（同21億9545万3081円）です。

(引用ここまで)

私の記述と大内教授の記述を見比べると、類似性は歴然としている。大内教授のものは、多少表現を変えているだけで文の構成はまったく同じである。完全に同じ文も多数ある。

なぞって書いたことを強く伺わせる事実として「誤記の転写」が認められる。私の上記文章の後半に「2012年度の実績」とあるのは「2011年度の実績」の誤りだ。大内教授は「2012年度の債権回収業務」と同じように誤っている。元データをもっていけば起こり得ないミスである。

5. 大内教授への質問

盗用・剽窃の疑いがあると考えた私は、2020年7月21日、大内教授に下記の質問を行った。

(引用ここから)

大内裕和さま

ご著書『奨学金が日本を滅ぼす』80頁12～15行目、86頁1行目～87頁2行目の記述は、私が執筆した『日本の奨学金はこれでいいのか!』第2章66頁10～13行目、90頁8行目～91頁13行目と比べてそれぞれ内容と表現が酷似しています。引用であるとの説明もなく、剽窃、盗用と指摘されてもやむを得ない記述だと思います。なぜこうした疑いを持たれる記述をしたのですか、事情をお聞かせ下さい。

(引用ここまで)

回答を得るまでに再三にわたる催促が必要であった。質問から2ヵ月近く経った9月14日付で代理人の樽井直樹弁護士を通じて文書回答があった。A4判7枚にわたる回答の結論は、趣旨として次の内容であった。

〈指摘を受けた記述の内容はすべて公表済みのものである。したがって「剽窃・盗用」したことにはならない〉

そして、表現が似た記述があるとの指摘についてはこう述べている。

大内2020年9月14日回答書4～6頁

(引用ここから)

…表現についても、貴殿の『日本の奨学金はこれでいいのか!』2章発表以前に、拙著『奨学金が日本を滅ぼす』のご指摘の箇所で使用している表現

は、私が自分の講演や雑誌論文、雑誌インタビュー記事、著書などで発表しています。

「2010年度の利息収入は232億円、延滞金収入は37億円に達する。これらの金は経常収益に計上され、原資とは無関係のところに行く。」(2013年10月14日、「反貧困世直し大集会2013」、主催:「反貧困世直し大集会2013」実行委員会、大内裕和の講演レジュメ)。

「2010年度の利息収入は232億円、延滞金収入は37億円に達します。これらの金は経常収益に計上され、原資とは無関係のところに行っています。」(大内裕和「教育における格差と貧困」『日本の奨学金はこれでいいのか!』第1章24頁17行～25頁2行)

(中略)

「この金の行き先の一つが銀行で、もう一つが債権回収専門会社です」(大内裕和「教育における格差と貧困」『日本の奨学金はこれでいいのか!』第1章25頁3行)

「サービサーは同年度、約5万5000件を日立キャピタル債権回収など二社に委託し、16億7000万円を回収していて、そのうち1億400万円が手数料として払われている」(2013年10月12日、シンポジウム「奨学金の今と未来を考える」、主催:大阪弁護士会、大内裕和の後援レジュメ)

「サービサーは同年度、約5万5000件を日立キャピタル債権回収など二社に委託し、16億7000万円を回収していて、そのうち1億400万円が手数料として払われています」(大内裕和「教育における格差と貧困」『日本の奨学金はこれでいいのか!』第1章25頁4行～6行)

このように、拙著『奨学金が日本を滅ぼす』のご指摘の箇所の表現の多くは、貴殿の文章発表以前に私自身が講演や雑誌論文、雑誌インタビュー著書などで使用しており、貴殿の表現を「盗用・剽窃」したものではありません。

(引用ここまで。下線は強調のため発表者において加えた)

引用が不適切だった可能性もあり得ると私は考

えていたが、大内教授の回答はそれを完全に否定した。盗用・剽窃は明らかだった。

6. 雑誌『選択』からの盗用多数が発覚

大内教授が回答書で引用した自身の講演レジュメや著作の記述を読んで、私は「どこかで書いた気がする」といった違和感を覚えた。調べてみると、やはりそうだった。2012年4月に発行された雑誌『選択』で書いた無署名記事「奨学金「取り立て」ビジネスの残酷―「借金漬け」にして暴利貪る」の一部と酷似している。

三宅『選択』2012年4月号記事（無署名）101頁 （引用ここから）

…10年度の利息収入は232億円、延滞金収入は37億円で達する。これらの金は経常収益に計上され原資とは無関係のところへ消えている。このお金の行き先のひとつが銀行であり、債権管理回収業者（サービサー）だ。

（中略）

…また、サービサーについては、同年度で約5万5千件を日立キャピタル債権回収など二社に委託し16億7千万円を回収、そのうち1億400万円が手数料として支払われている。

（引用ここまで）

「貴殿の文章発表以前に私自身が講演や雑誌論文雑誌インタビュー、著書などで使用し」たものだと大内教授が回答書で引用した文章とは、私が過去に発表した『選択』の記事をなぞったものだった。

私は大内教授の研究者としての資質に強い疑念を抱いた。そこで、大内教授が回答書のなかで掲げた著作、講演要旨の現物を入手して調べた。その結果、同様の酷似した記述が多数見つかった。以下に整理して掲げる。

- 1 書籍『日本の奨学金はこれでいいのか』第1章（2013年10月下旬発行。24～25頁）
- 2 大阪弁護士会主催講演レジュメ 2013年10

月12日

3 「反貧困世直し大集会2013」講演レジュメ
2013年10月14日

- 4 雑誌『現代思想』2013年12月（117頁）
- 5 雑誌『人間と教育』2014年3月（99頁）
- 6 雑誌『貧困研究』2014年7月（39～40頁）
- 7 雑誌『ヒューマンライツ』2014年9月（6～7頁）
- 8 雑誌『Journalism』2014年11月（55～56頁）

また、回答書に記載のない以下の大内教授の著作についても、同様の酷似した表現を発見した。なお発見時期は、9および10が2020年9月～10月ごろ、11が2021年6月ごろである。

- 9 共著『ブラック企業と奨学金問題』2014年11月（44～45頁）
- 10 雑誌『JP総研リサーチ』2017年3月（15頁）
- 11 雑誌『生活協同組合研究 VOL.493』2017年2月（42頁）

これらの著作や講演要旨はほぼ同じ内容であり盗用・剽窃部分も同一である。時系列でみると、1の『日本の奨学金はこれでいいのか！』第1章の記述が時間的にもっとも早く作成され（2013年10月）、その後には発表されたものはこれを元に焼きなおしたと推認される。講演2件（2、3）は、『日本の奨学金はこれでいいのか！』刊行直前であるが、刊行準備がほぼ終わった時期であることから、同書を参考にしたものだろう。

7. 『選択』記事

大内教授が盗用・剽窃したのは、『選択』記事の次の箇所である。

三宅『選択』2012年4月号記事 101頁 （引用ここから）

原資の確保であれば原本の回収がなにより重要

だ。ところが、日本育英会から独立行政法人に移行した04年以降、回収金はまず延滞金と利息に充当するという方針を頑なに実行している。10年度の利息収入は232億円、延滞金収入は37億円に達する。これらの金は経常収益に計上され、原資とは無関係のところへ消えている。このお金の行き先のひとつが銀行であり、債権管理回収業者(サービサー)だ。10年度期末で民間銀行からの貸付残高はざっと1兆円。年間の利払いは23億円。また、サービサーについては、同年度で約5万5千件を日立キャピタル債権回収など二社に委託し、16億7千万円を回収、そのうち1億400万円が手数料として支払われている。

(引用ここまで)

1の大内記述(『日本の奨学金はこれでいいのか!』第1章)と比べると、類似性は顕著である。

大内『日本の奨学金はこれでいいのか!』第1章24~25頁

(引用ここから)

原資の確保を優先するのであれば、元本の回収金がなにより重要なはずだ。ところが日本学生支援機構は2004年以降、回収金はまず延滞金と利息に充当する方針を続けています。2010年度の利息収入は232億円、延滞金収入は37億円に達します。これらの金は経常収益に計上され、原資とは無関係のところに行っています。

この金の行き先のひとつが銀行で、もうひとつが債権回収専門会社です。2010年度期末で民間銀行からの貸付残高はだいたい1兆円で、年間の利払いは23億円です。サービサーは同年度、約5万5000件を日立キャピタル債権回収など2社に委託し、16億7000万円を回収していて、そのうち1億400万円が手数料として払われています。

(引用ここまで。下線は完全に一致した部分)

同じ記述がいたるところにある。文の構成も完全に同じだ。誤記の転写がある。私の記述のうち「民間銀行からの貸付残高」は「民間銀行からの

借入残高」の誤りである。この点について、大内教授は「民間銀行からの貸付残高」と同じ誤記をしている。『選択』記事をなぞって書いたことの証拠だろう。

『選択』記事からの盗用の状況は、2~11についても1とほぼ同様である。

8. 科研費助成研究

『選択』記事から盗用・剽窃した大内教授の記事や著作のうち6件(上に示した著作のうち1、4~8)は、大内教授を代表研究者とする科学研究費補助金(科研費)の研究成果として報告されている

- ・研究課題：1950年代における地域文化活動の実証的研究—民衆の自己教育運動の史資料発掘
- ・代表研究者：大内裕和
- ・研究期間：2010年4月1日~2015年3月31日
- ・助成金額：1898万円(直接経費1460万円、間接経費438万円)

<https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-22330222/>

6件の著作はいずれもほぼ同じ内容で、その点についても適正な研究費の使い方なのか問う余地がある。盗用・剽窃の問題を考えれば研究費不正使用の疑いは濃厚と言わざるを得ない。

なお科研費の助成を受けた事実について、大内教授は著作等で明らかにしていない。

9. 「本調査不要」と中京大

著作権侵害や研究倫理違反に加えて、研究費の不正受給の疑いもある。そう考えた私は、2020年9月から10月にかけて、中京大学に対して研究倫理違反の告発を行った。また独立行政法人日本学術振興会に対しては研究費不正受給の告発を行った。振興会への告発は中京大学に回送された。告発は、文章やデータの盗用だけでなく、以下のとおりデータの改ざんや捏造の疑いについても行った。

データ改ざんの疑い

- ・私の記述に記載した「1億400万円」という数字に、大内教授は根拠なく「約1億400万円」と「約」をつけて概数にした。（『Journalism』の記事など。「約」がついていない記述もあり混在している）
- ・「繰り上げ一括請求」について私が日本学生支援機構に取材を行い、得た回答について、大内教授はその回答内容を改ざんした上で自己の文章に無断流用した疑いがある。

捏造の疑い

- ・大内教授が著書で記述している債務者の事例に私が取材にもとづいて記述した内容とよく似ているものがあるが、大内教授の事例は、債務額と回収額の計算が合わず、実在する事例なのか疑う余地がある。

告発に対して、中京大学不正行為予備調査委員会は、2020年11月30日、予備調査の結果「告発により指摘された研究活動に係る不正行為の疑いがあることについては確認できなかった」として本調査を行わないとの結論を出した。研究費不正受給についての告発も「不正はなかった」として不問に付した。

なお中京大学は予備調査を行った委員の氏名を非開示にしており、大内教授との利害関係の有無を確認できない状況になっている。

告発と並行して、私は大内教授の著書『奨学金が日本を滅ぼす』を刊行した朝日新聞出版に対して、盗用・剽窃が疑われる記述がある旨通報した通報を受けた朝日新聞出版社は、大内教授の記述には問題があるとの認識にたって調査を行い、同年9月に紙版の出庫を停止し、電子版の販売を停止する措置を取った。

同書の出庫停止措置について中京大学不正行為予備調査委員会は一顧だにしていない。

10. 大内教授の「解決案」

2020年7月、私は著作権問題に詳しい橋本阿友子弁護士を代理人に委任し、大内教授に対して著

作権侵害による損害賠償を求める通知を送った。今年3月、大内教授側から以下の「解決案」が示された。

- ・…類似した表現があることについて謝罪の意を表明する。
- ・「ジャーナリストの三宅氏が調査したところによると」というように、三宅氏の業績を明記すべきであったと考え、大内として反省するとともに、三宅氏にご迷惑をかけたことについて謝罪する。
- ・大内は、三宅氏に対し、本件に関する解決金として50万円を支払う。

しかし、「解決案」には以下の条件が付されていた。

- ・大内と三宅は、本合意をもって本件がすべて解決したことを確認し、今後互いに非難することがないようにすることを確認するとともに、三宅氏は、大内の前記謝罪を受け、大内が三宅氏の著作について「剽窃、盗用した」などと表現したことを取り消す。

この条件は私には受け入れがたいものであった特定のテーマについて批判的な発言をしないと約束したり、過去の記述を理由なく取り消すのは、ジャーナリストとしての信用の根幹にかかわる問題である。そこで、無条件の謝罪なしには和解は困難であり、それを受け入れないのであれば法的措置をとる用意がある旨、代理人弁護士を通じて返答した。これに対して大内教授は、無条件の謝罪を拒絶する回答を行った。2021年3月末をもって示談交渉は事実上決裂した。

11. 著作権侵害訴訟

2021年4月28日、私は大内教授を相手取り、著作権侵害による損害賠償300万円の支払いを求める訴訟を東京地裁に起こした。（東京地裁民事47部 令和3年（ワ）10987号）。裁判例から判断し

て、勝訴しても賠償額が低額であることが予想されたため、経費のかからない本人訴訟で行うことにした。橋本弁護士とは、必要に応じて助言を求める契約を結んだ。

訴訟に対して大内教授は全面的に争っている。三宅の記述は著作権法上の著作物にはあたらないから著作権侵害は発生しない、雑誌『選択』の記事は読んでおらず内容を知らなかった、などといった主張を展開している。

12. 見え透いた不正が通用するのはなぜか

大内教授の記述は、露骨でわかりやすい不正である。新聞記者やジャーナリストの世界であれば発覚したとたん「パクリ」（盗用）と指弾されるであろう。それが、発覚から2年以上経つ現在もなお、最低限の非を認めることすらせず、研究者として活動を続けることができている。この現実、私は小さからぬ驚きを感じる。

考えられる原因はいくつかある。

- 1 所属大学が調査する制度のもとで公正な調査が行われていない。不正を隠した者が得をする制度
- 2 知名度や社会的地位のある者を批判することを躊躇する研究者、専門家。経済的損失や信用失墜を恐れているのか。
- 3 新聞・通信社・テレビといった影響力のあるメディアが、ジャーナリズムにあるべき健全な批判精神を喪失している。
- 4 著作権侵害訴訟の難しさ。立証作業が煩雑、低い賠償金。
- 5 社会全体が真理追及の欲求を失っている。

つきつめれば、「5」の社会的な問題が大きいと感じる。大内教授の不正は稚拙だ。それでも問題にならないのは、彼を取り巻く社会が見ぬ振りをして容認するからだろう。

大内教授が共同代表をする市民団体「奨学金問題対策全国会議」の内部からも、責任を問う声は聞こえてこない。逆に盗用被害に遭った私のほうは、奨学金問題を取材しようとしても同会議の協

力を得ることが困難になった。結果として、日本の「奨学金問題」の研究は大きく立ち遅れている。こうした現象が起きるメカニズムを解明するのは今後の課題である。

私としては、著作権侵害訴訟で大内教授の行為の違法性を明確にさせた後、大学に対して本調査をするよう働きかけたいと考えている。万が一、著作権侵害が認められない判決が出たとしても、訴訟で明らかになった事実を元に本調査の働きかけを行うつもりである。著作権侵害と研究倫理違反は概念が異なる。著作権侵害が否定されても研究倫理違反の疑いが払拭されたことにはならない

(おわり)

参考資料

○問題の記述一覧 『スギナミジャーナル』(三宅勝久ブログ) 記事

<https://miyakekatuhisa.com/archives/533>

○資料一覧

<https://miyakekatuhisa.com/archives/899>

・質問に対する大内教授の回答(2020年9月14日)

- ・中京大学への告発
- ・日本学術振興会への告発
- ・中京大学不正行為予備調査委の報告書
- ・大内教授が予備調査委に提出した弁明書
- ・奨学金問題対策全国会議再入会拒否通知

○関連記事

(盗用問題)

Jbpress 記事(横浜大輔、2021年5月25日)

「まさかあなたが——「弱者の味方」有名教授にパクリ疑惑発覚／「パクられた」フリージャーナリスト三宅勝久氏が徹底追及〈前〉」

「教授の「盗用疑惑」にも中京大学は「調査不要」でスルーの構え／「パクられた」フリージャーナリスト三宅勝久氏が徹底追及〈後〉」

<https://jbpress.ismedia.jp/articles/-/65394>

<https://jbpress.ismedia.jp/articles/-/65395>

(繰り上げ一括請求問題)

○マイニュースジャパン記事「「奨学金」という名の悪質公的学生ローン 施行規則も何のその、「支払い能力」無視して一括繰り上げ請求しまくり」(2013年10月、三宅勝久)

<https://www.mynewsjapan.com/reports/1898>

○マイニュースジャパン記事「日の丸学生ローン 「日本学生支援機構」、支払能力を無視した違法な「一括繰り上げ請求」乱発を認める」(2014年5月三宅勝久)

<https://www.mynewsjapan.com/reports/2022>

○ダイヤモンドオンライン記事「経済的弱者を追い詰める奨学金「繰り上げ一括請求」問題とは」(2020年10月、三宅勝久)

<https://diamond.jp/articles/-/250748?page=5>

○消費者法ニュース連載「日本学生支援機構「一括繰り上げ請求」の研究」1～7(三宅勝久)

<https://clnn.org/>

○『週刊金曜日』

連載「日の丸闇金”奨学金” 奨学金の名で若者から収奪する「日本学生支援機構」-「繰り上げ一括請求」の欺瞞を暴く／(2021年4月～、三宅勝久)

<http://www.kinyobi.co.jp/tokushu/003213.php>

日本科学者会議助成研究「井上・東北大学元総長の研究不正と資金」・科学者の権利問題委員会合同シンポジウム予稿
「研究分野を問わず深く広がる日本の研究不正」

訂正